
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 30 年 3 月 28 日 (水曜日)

議 事 日 程

平成 30 年 3 月 28 日 午前 9 時 30 分 開会

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 6 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7 号 大山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9 号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 10 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 11 号 大山町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 12 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 13 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 14 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 17 号 大山町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 18 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 19 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 21 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 22 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 23 号 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 24 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 25 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 27 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議につ

いて

- 日程第 19 議案第 28 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 20 議案第 30 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 21 議案第 31 号 町道路線の認定について（町道 松河原名和線）
- 日程第 22 議案第 32 号 町道路線の認定について（町道 下市停車場線）
- 日程第 23 議案第 33 号 町道路線の認定について（町道 松河原上市線）
- 日程第 24 議案第 34 号 町道路線の認定について（町道 西坪西線）
- 日程第 25 議案第 35 号 町道路線の認定について（町道 坪田団地線）
- 日程第 26 議案第 36 号 町道路線の認定について（町道 みどり区団地線）
- 日程第 27 議案第 37 号 町道路線の認定について（町道 名和神社名和川線）
- 日程第 28 議案第 38 号 町道路線の認定について（町道 名和神社北線）
- 日程第 29 議案第 39 号 町道路線の認定について（町道 宮内線）
- 日程第 30 議案第 40 号 町道路線の認定について（町道 大山口南団地線）
- 日程第 31 議案第 41 号 町道路線の認定について（町道 大山口駅前団地1号線）
- 日程第 32 議案第 42 号 町道路線の認定について（町道 大山口駅前団地2号線）
- 日程第 33 議案第 43 号 町道路線の変更について（町道 栃原旧奈和線）
- 日程第 34 議案第 44 号 町道路線の変更について（町道 淀江門高田線）
- 日程第 35 議案第 45 号 町道路線の変更について（町道 名和名和停車場線）
- 日程第 36 議案第 46 号 町道路線の変更について（町道 上中高佐摩線）
- 日程第 37 議案第 48 号 平成30年度大山町一般会計予算
- 日程第 38 議案第 49 号 平成30年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 39 議案第 50 号 平成30年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 51 号 平成30年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 41 議案第 52 号 平成30年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 42 議案第 53 号 平成30年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 43 議案第 54 号 平成30年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 44 議案第 55 号 平成30年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 45 議案第 56 号 平成30年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 46 議案第 57 号 平成30年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 47 議案第 58 号 平成30年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 48 議案第 59 号 平成30年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 49 議案第 60 号 平成30年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 50 議案第 61 号 平成30年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 51 議案第 62 号 平成30年度大山町水道事業会計予算

- 日程第 52 議案第 79 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 53 議案第 80 号 土地売買契約の締結について(高田工業団地)
- 日程第 54 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 55 発議案第 1 号 大山町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第 56 議員派遣について
- 日程第 57 委員会の閉会中の継続審査について(総務常任委員会)
- 日程第 58 委員会の閉会中の継続調査について(総務常任委員会)
- 日程第 59 委員会の閉会中の継続調査について(教育民生常任委員会)
- 日程第 60 委員会の閉会中の継続調査について(経済建設常任委員会)
- 日程第 61 委員会の閉会中の継続調査について(広報常任委員会)
- 日程第 62 委員会の閉会中の継続調査について(議会運営委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千 津 夫 書記 …………… 生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

町長	竹口大紀	教育長	鷺見寛幸
副町長	小谷章	教育次長	佐藤康隆
総務課長	野坂友晴	幼児・学校教育課長	森田典子
総務課参事	金田茂之	人権・社会教育課長	西尾秀道
税務課長	遠藤忠敏	企画情報課長	井上龍
住民生活課長	山岡浩義	企画情報課参事	大黒辰信
建設課長	大前満	水道課長	野口尚登
農林水産課長	末次四郎	農業委員会事務局	田中延明
福祉介護課長	松田博明	健康対策課長	後藤英紀
観光商工課長	持田隆昌	会計管理者	岡田栄
地籍調査課長	白石貴和		

午前 9 時 30 分 開会

開議宣言

- 議長（杉谷 洋一君） 3月定例会も、いよいよ本日が最終日となりました。
 ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 6 号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、議案第 6 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の制定について、討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
 これから議案第6号を採決します。お諮りします。
 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 7 号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第2、議案第7号 大山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第9号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第10号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第5、議案第11号 大山町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第6、議案第12号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第7、議案第13号 大山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第8、議案第14号 大山町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第9、議案第16号 大山町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第10、議案第17号 大山町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第11、議案第18号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 19 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第12、議案第19号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 21 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 13、議案第 21 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 22 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 14、議案第 22 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 8 番 大森議員。あっ、すみません、反対討論ですか。許します。大森正治議員。

○議員(8番 大森 正治君) 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

本議案は3年に1度の見直しが行われる第7期介護保険計画において、介護保険料の改定が提案されたものです。介護保険料は、これまで改定の度に引き上げられ、当初の2倍以上にもなって正にうなぎのぼりの状態であります。

大山町では今回の改定で基準月額6,946円となり、529円のアップです。年額では、低い人で3万7,500円。高い人で14万1,600円にもなります。基準月額6,946円は県内でも3番目の高さです。これは町内に介護施設が多いなどの要因があるかもしれませんが、被保険者にとっては思い負担感は否めませんが、とりわけ65歳以上の第一号被保険者にとっては、年金は削減されていくのに、健康保険税や医療保険料は負担が重くなるばかりであります。そういうなかでの介護保険料の引き上げは、高齢者の暮らしを圧迫することになります。

だからこそ暮らしを守るために町行政は何らかの負担軽減のための対策を考えるべきだったと思います。例えば、一般財源から一定程度の法定外繰入れをすとか、基金を取り崩すとか、低所得者には軽減措置を広げるとか、手だてを講じても良かったのではないのでしょうか。とはいえ、被保険者の負担がうなぎのぼりに増えて行く原因は、介護保険給付費の増大が直ちに保険料引き上げにつながる、この制度自体の矛盾にあると思います。国庫負担が25%にとどまっていることにあります。

国庫負担をもっと増やすよう、全国町村会で要望しているとのことですが、町民、とりわけ高齢者の暮らしを守るために、町独自でも直接国にあげていくことも必要ではないのでしょうか。そのことを求めまして反対討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に賛成者の発言も・・・いいですか。

はい、ということですので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第15、議案第23号 大山町地域包括支援センターの包括的

支援事業実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第16、議案第24号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第25号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第17、議案第25号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第18、議案第27号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 28 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 19、議案第 28 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 30 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第20、議案第30号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 31 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 21、議案第 31 号 町道路線の認定について（町道 松河原名和線）の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 32 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第22、議案第32号 町道路線の認定について（町道 下市 停車場線）の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 33 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 23、議案第 33 号 町道路線の認定について（町道 松 河原上市線）の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 34 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第24、議案第34号 町道路線の認定について（町道 西坪 西線）の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 35 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第25、議案第35号 町道路線の認定について（町道 坪田 団地線）の討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 36 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第26、議案第36号 町道路線の認定について（町道 みどり区団地線）の討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 37 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第27、議案第37号 町道路線の認定について（町道 名和 神社名和川線）の討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 28 議案第 38 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第28、議案第38号 町道路線の認定について（町道 名和神社北線）の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 39 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 29、議案第 39 号 町道路線の認定について（町道 宮内線）の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 40 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第30、議案第40号 町道路線の認定について（町道 大山口南団地線）の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 41 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 31、議案第 41 号 町道路線の認定について（町道 大
山口駅前団地 1 号線）の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第 32 議案第 42 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 32、議案第 42 号 町道路線の認定について（町道 大山
口駅前団地 2 号線）の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第 33 議案第 43 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 33、議案第 43 号 町道路線の変更について（町道 栃原
旧奈和線）の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第 34 議案第 44 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 34、議案第 44 号 町道路線の変更について（町道 淀江

門高田線) の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第 35 議案第 45 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 35、議案第 45 号 町道路線の変更について(町道 名和名和停車場線) の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第 36 議案第 46 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第36、議案第46号 町道路線の変更について(町道 上中高佐摩線) の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第 37 議案第 48 号 ~ 日程第 51 議案第 62 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 37、議案第 48 号 平成 30 年度大山町一般会計予算から、日程第 51、議案第 62 号 平成 30 年度大山町水道事業会計予算まで、計 15 議案を一括議題とします。

平成 30 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。

委員長 大杖正彦議員。

○平成 30 年度予算審査特別委員長（大杖 正彦君） それでは、平成 30 年度予算審査特別委員会の報告書を読みあげます。

平成 30 年 3 月 28 日、大山町議会議長 杉谷洋一様、平成 30 年度予算審査特別委員会委員長 大杖正彦。

平成 30 年 3 月 12 日、平成 30 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による、平成 30 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

1. 事件名は

議案第 48 号 平成 30 年度大山町一般会計予算のほか、平成 30 年度各会計当初予算合計 15 議案でございます。

2. 事件の内容は、平成 30 年度各会計当初予算の審査でございます。

3. 審査の経過及び審査の結果を述べます。

付託を受けた 15 議案について、分科会方式により、平成 30 年 3 月 13 日・14 日・15 日の 3 日間審査を行うとともに、3 月 19 日全体会を委員全員で行いました。

審査の結果、付託された 15 議案全てを可とすべきものと決しました。

4. 平成 30 年度予算の特徴を述べます。

一般会計予算は、総額 102 億 4,000 万円で骨格予算であった前年度当初予算と比較すると 3 億 1,000 万円、3.0%の増となっております。

歳入では、町税収入は、14 億 1,881 万円で対前年比 2,490 万円、1.7%の減となっている。固定資産税に係る評価替えによる家屋分の減が主な要因であります。

地方交付税は、44 億 3,000 万円で合併算定替の縮減率が 5 割から 7 割になるものの、交付税算定の見直しなどによって対前年比 1 億 7,000 万円、3.4%の減にとどまっております。

町債は、大型事業が増加しており総額 10 億 2,780 万円となっている。

歳出では、義務的経費は、38 億 8,042 万円で対前年比 7,981 万円、2.0%の減となっております。中山小学校改修等に関する事業の起債償還終了による公債費の減が主な原因であります。

投資的経費は、8 億 6,656 万円で、対前年比 1 億 6,291 万円、23.2%の増となっております。物件費等のその他の経費は、対前年比 2 億 2,690 万円、4.1%増の 54 億 9,301 万円となっている。

新規事業としては、名和総合運動公園陸上競技場修繕工事費 1 億 5,400 万円、名和小学校空調設備新設工事 5,116 万円、防災 Wi-Fi ステーション整備事業 4,762 万円などが計上されています。

継続事業としては、ふるさと応援基金事業 2 億 1,658 万円、「山の日」記念全国大会に向けた景観対策費のナラ枯れ駆除事業に 6,716 万円、「大山開山 1300 年祭」事業費負担金 4,988 万円、夕陽の丘神田については新年度より特別会計が閉じられ、新たな指定管理委託料 2,200 万円が一般会計に計上されます。

特別会計では、平成 30 年度から国民健康保険が県共同事業となることにより対前年比 5 億 1,395 万円減の 20 億 7,342 万円となる。

また、国民健康保険診療所特別会計では、町民の健康維持増進と検診率向上を目指し、大山診療所でミニ人間ドック検診を採用するなど、対前年比 1,687 万円減の 3 億 5,650 万円となっている。

新年度は竹口町長就任後初めての予算編成となるが、子どもから高齢者までがいいききと暮らせる環境づくりを目指して、平成 30 年度の予算執行にあたられたいとしています。

最後に次の 3 点を付帯意見として述べます。

(1) 夕陽の丘神田での宿泊とりやめ、大山参道市場の指定管理などについては、議会への説明不足を指摘する声が多く聞かれた。情報の提供・公開にあたっては、可能な限り早い時期に、的確に行う姿勢が求められる。

(2) ふるさとフォーラムなかやまの施設である「ふれあい倶楽部」は、平成 30 年 7 月から指定管理による運営が予定されている。しかしながら、7 月以降も現在配置されている町職員が継続配置されるため、指定管理者との関係性と責任の所在が不明確になることが懸念される。早期に解決策を講じられたい。

(3) 大山診療所では、40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者の実質的個人負担額が 1 万 5,000 円となるミニ人間ドックが採用されようとしている。度重なる運営方針の変更などにより、大山診療所の在り方については町民に混乱を生じさせかねない状況となっている。今一度、丁寧に説明を行うとともに収支改善につながるよう地域住民の利用促進を図られたい。

以上で報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで平成 30 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

議案第 48 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 48 号 平成 30 年度大山町一般会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 8番 大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 平成30年度大山町一般会計予算に反対の立場で討論をします。

本予算には、町長の掲げる人口減少対策の具体策として、3歳児以上の保育料の無償化、学校給食費の半額補助、高校生通学費の半額補助など、積極的な子育て支援の他、子どもたちの発達を促す学校教育の条件整備、まったなしの健康づくりに関する事業、住民主体の地域自主組織によるまちづくり事業など、評価すべき策が多くあります。

しかし一方で、見直しを求めたい施策として、同和問題関連事業があります。部落差別を解消することは、国民的課題として1969年から始まり、40年以上にわたる同和対策事業によって、部落問題は解決に向けて大きく前進しました。劣悪な地域の生活環境は改善され、同和教育による人権意識の高まりとともに、結婚や進学就職問題も大きく改善されました。いまや社会問題としての部落問題は基本的に解決したと言えます。

今、私たちは、同和地区とか地区外とか、そういうことを意識せず、交流しております。これこそが、同和問題が解決した状態と言えるのではないのでしょうか。

このような状況において、同和地区に限った施策を行うことは、いつまでも同和地区を固定化し、同和問題の解決を遠ざけることになります。

特に、同和地区に限った事業として合理性がないのは、進学奨励交付金です。これは一般施策として対象を全ての生徒、学生に広げるべきです。

また同和地区に限った固定資産税の減免措置も合理性がありません。これは廃止を検討すべきと考えます。今年度予算においても、同和関連予算は総計で約1億円です。その縮減を諮るためにその他の同和問題関連事業も見直しをし、同和地区に限った特別な施策をするのではなく、一般施策に移行するか、あるいは廃止するかを検討すべきであると考えます。

以上反対討論とします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) ありませんね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

○議長(杉谷 洋一君) すみません。もうちょっともう一度、立ったままにしてくださいませんか。いいですか。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) はい、起立多数です。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 49 号

○議長(杉谷 洋一君) 次に、議案第 49 号 平成 30 年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一議員) 起立多数です。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 50 号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第 50 号 平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員(8 番 大森 正治君) 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議員(8 番 大森 正治君) 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 8 番 大森議員。

○議員(8 番 大森 正治君) この住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、同和対策事業の一環として、住環境を整備するために行なわれた事業ですが、当時の不適切な貸付のやり方によって、返済が不能ないしは困難になった人たちを生み出し、多額の滞納金がいまだに残っているというものです。繰越分の滞納総額は、約 3 億円にもなります。担当課は、この改修に鋭意努力されているところではありますが、滞納額は、一向に減ることがなく、解決の目途がたっておりません。

本会計の平成 30 年度予算においても貸付金、元利収入の滞納繰越分は、滞納総額のわずか約 3%しか見込んでありません。この厳しい現実には理解できないわけではありませんけれども、このような予算を私は認めることはできません。以上、反対討論とします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に反対が、ありましたら受けたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) これでこれで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 51 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 51 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 52 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 52 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 53 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 53 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 54 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 54 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 55 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 55 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 56 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 56 号 平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 57 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 57 号 平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 58 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 58 号 平成 30 年度大山町風力発電事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 59 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 59 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計予算につい

て、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 60 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 60 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 61 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 61 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 62 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 62 号 平成 30 年度大山町水道事業会計予算について、
討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 52 議案第 79 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 52、議案第 79 号 大山町身体障害者、知的障害者、及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀町長） 議案第 79 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されることに伴い、医療費助成金支給の対象者について規定の整備を行うものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は10時35分とします。

午前10時25分休憩

午前 10 時 35 分再開

○議長(杉谷 洋一君) 再開します。

日程第 53 議案第 80 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 53、議案第 80 号 土地売買契約の締結について(高田工業団地)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 80 号 土地売買契約の締結について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

本案は、高田工業団地内の工場用地で、計 3 筆、合計面積 5,173 平方メートルを工場用地またはその直接関連施設用地として売却するものです。

平成 30 年 3 月 20 日に土地売買仮契約を締結しており、売り払いの相手方は、岡山県岡山市北区平野 561 番地の 1 株式会社タグチ工業 代表取締役 田口裕一であります。売却価格は 1,551 万 9,000 円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第 54 諮問第 1 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 54、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について、検討の結果、ふたたび辻田稔子さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

辻田さんは、長年にわたり小学校教諭として勤務された後、平成 20 年 4 月から平成 26 年 3 月まで日吉津村立日吉津小学校長として勤められ定年退職、同年 4 月から平成 27 年 3 月まで、南部町スクールソーシャルワーカーを勤められた方でありました。平成 27 年 7 月からは、人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

以上のことから辻田さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号については同意することに決定しました。

日程第 55 発議案第 1 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 55、発議案第 1 号 「大山町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例」についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。岡田 聰議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡田 聰君） 発議案第 1 号 大山町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

議員が町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給については、現状では何らの規定も設けられておらず、通常通りの支給が行われることになっていま

す。

このことは、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保の観点から、改正が必要であるとして、議会運営委員会をはじめ議員全員協議会で協議を重ねてきました。

その結果、ここに、大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例として、大山町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例を定めるものであります。

以上で、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第56 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第56、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、

滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、4月12日から13日の市町村議会議員特別セミナーに大杖正彦議員、加藤紀之議員を、04月19日から20日の市町村議会議員研修に、西山富三郎議員を、4月25日から26日の市町村議会議員研修に、野口俊明議員、池田幸恵議員を5月28日から29日に東京都で開催される、平成30年度全国町村議会議長・副議長研修会に、吉原美智恵議員を派遣するもの。

そして、4月から5月に行う予定の、議会主催の「議員と語る会」に全議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第57 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第1号）

○議長（杉谷 洋一君） 日程第57、総務常任委員会の閉会中の継続審査について を

議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第 1 号 「歌碑建立御願いに関する陳情書」 について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」(異議あり)と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 58 ～ 日程第 62 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 58、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 62 議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長(杉谷 洋一君) これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成 30 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長(手島 千津夫君) 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 10 時 50 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 池田 幸恵

署名議員 門脇 輝明